

条 例

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員のうち会計年度任用学校職員である者に対する報酬、期末手当及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、次に掲げる職にある者をいう。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び別表において同じ。）
- 二 市町村（市町村の組合を含む。次号及び別表において同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師
- 三 市町村立の高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程の授業を担当する非常勤の講師
- 四 県立の中学校及び高等学校において語学指導等を行う外国語指導助手

(報酬等)

第三条 会計年度任用学校職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。別表において「学校職員給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるとこ

ろにより決定する。

5 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、会計年度任用学校職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、常勤の学校職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、会計年度任用学校職員に対しては、常勤の学校職員に支給される時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬を教育委員会規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、常勤の学校職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で教育委員会規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬及び期末手当の特例）

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第二条第四号に掲げる職にある者に対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前条の規定にかかわらず、当該基準に基づき教育委員会規則で定める。

（費用弁償）

第五条 会計年度任用学校職員が勤務のため、その者の住居と勤務学校との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、常勤の学校職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（報酬等の減額）

第六条 会計年度任用学校職員の報酬及び期末手当の減額については、常勤の学校職員の給与の減額の例に準じて、教育委員会規則で定める。

（支給）

第七条 会計年度任用学校職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給については、前四条に規定するもののほか、常勤の学校職員の例による。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において教育委員会規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるもののうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「講師」の下に「（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）」を加える。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等）

第十八条の二 非常勤の学校職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

別表（第三条関係）

職 種	月 額
-----	-----

<p>県立の高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師、市町村立の特別支援学校の非常勤の講師並びに第二条第三号に掲げる職</p>	<p>学校職員給与条例別表第一教育職給料表(一)に定める二級における最高の号給の給料月額</p>
<p>県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の非常勤の講師</p>	<p>学校職員給与条例別表第二教育職給料表(二)に定める二級における最高の号給の給料月額</p>